

令和 2 年 5 月 2 6 日

学生・教職員各位

新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言は 5 月 25 日に解除されたところですが、感染拡大防止への取り組みについては継続する必要があります。

つきましては、今後の業務遂行にあたり、主に留意する必要がある事項についてマニュアルを作成しましたのでご活用ください。

「密閉」回避について

- 窓が開く部屋は換気を行う（毎時 2 回以上（30 分に一回以上、数分間程度、窓を全開））
- 窓がない部屋は換気設備により換気
- 自動車のエアコンは「内気循環モード」ではなく「外気モード」
- 電車やバス等で窓開けに協力

「密集」回避について

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離を取る（1～2 m 以上）
- 在宅勤務、時差出勤等の励行
- ポータル等の ICT を活用した会議の実施の励行
- やむを得ず対面で会議を開催する場合は距離を取り、向かい合わせの席にしない
- 多人数でのエレベーターの利用の回避
- 多人数の会食は行わない
- 喫煙場所でも十分な距離を取る

「密接」回避について

- 常時マスクを着用
- 執務室においてはできる限り人と人が向い合せにならないように工夫
- 書類の提出等において一度に人が集まらないように配慮
- 書類の受け渡し等において手渡しをできる限り避ける

通勤等の移動にあたっての注意事項

- 時差通勤の励行（混雑回避）
- 可能な場合は公共交通機関を利用しない（自転車，徒歩で）
- 職場（自宅）についたら手洗い・手指消毒

日常的な感染予防について

- 発熱等の風邪のような症状があった場合は出勤しない
- ドアノブにできる限り触らないように工夫（ドアストッパーの利用等）
- 筆記用具等を共用しない（共用する場合は消毒を）
- 照明スイッチ等の消毒の励行
- 鼻水，唾液などが付着したごみはビニール袋に入れて密閉して縛る

学外者への対応について

- 業者からの納品等は出入口での対応を原則とする
- 業者の部屋への入室が必要な場合はマスク着用と手指消毒をお願いする
- 来客への対応はできる限り ICT 等を活用して行い，やむを得ず迎える場合はマスク着用と手指消毒をお願いする。

新型コロナウイルス感染が心配/感染を思わせる症状がみられたら

- 別紙参照